

神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助犬を飼育している者のうち、低所得のため補助犬の健康管理費の負担が困難な者に対して、予算の範囲内において健康管理費の一部を支給し、補助犬の適正な管理を行わせることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 健康管理費の支給の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 低所得世帯(所得税非課税世帯・生活保護受給世帯)に属する者
- (3) 補助犬を飼育している者

(支給対象経費)

第3条 支給の対象となる健康管理費は、補助犬の健康管理を図るために必要な健康診断、予防接種、治療等に充てる経費とする。

(支給額)

第4条 健康管理費の支給額は、別表のとおりとする。

(支給の申請)

第5条 健康管理費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 収入を証明する書類(最新の課税証明書)
- (4) 生活保護受給世帯はそれを証明する書類

(調査)

第6条 削除

(支給の決定)

第7条 市長は、申請書等の内容を調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、健康管理費の支給を決定したときは、神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給決定通知書(様式第4号)を、申請を却下することに決定したときは、神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給申請却下通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(健康管理費の支給期間)

第8条 健康管理費の支給期間は、申請者が健康管理費の支給申請をした日の属する月から支給すべき事由の消滅した日の属する月までとする。

(支給の方法)

第9条 健康管理費は、毎年度6月、9月、12月、3月(以下「支給月」という。)に支給月を含めた前3月分を支給する。

(請求)

第10条 健康管理費の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、健康管理費を支給月の10日までに、神戸市身体障害者補助犬健康管理費請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。

(届出義務)

第11条 受給者は、次の各号に該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を神戸市身体障害者補助犬健康管理費変更届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 収入に変動があったとき。
- (2) 居住地を変更したとき。
- (3) 補助犬を飼育しなくなったとき。
- (4) 補助犬が死亡したとき。
- (5) 補助犬が長期療養のため入院したとき。
- (6) 生活保護が廃止になったとき

2 受給者が死亡したときは、速やかにその旨を神戸市身体障害者補助犬健康管理費受給者死亡届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第12条 市長は、前条第1項第1号の届け出があったときは、速やかに受給者の収入状況を調査し、別表の支給区分に応じ健康管理費の額を変更し、神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給変更・停止・廃止決定通知書(様式第8号。以下「変更・停止・廃止決定通知書」という。)により受給者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項第2号の届け出が市外転出の場合、前条第1項第3号、第4号及び前条第2項の届け出があった場合は、健康管理費の支給を廃止し、変更・停止・廃止決定通知書により受給者又は届出者に通知するものとする。

3 市長は、前条第1項第5号の届け出があった場合は、その入院期間中健康管理費の支給を停止し、変更・停止・廃止決定通知書により受給者に通知するものとする。

(返還)

第13条 市長は、偽りの申請その他不正な手段によって健康管理費の支給を受けたと認めた場合は、受給者から、既に支給した健康管理費の全部又は一部を変換させることができるものとする。

(調査及び報告)

第14条 市長は、事業の適正な実施を確保するため必要があると認めたときは、受給者の収入状況、補助犬の状況、健康管理費の使途等について受給者に報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(帳簿の整備)

第15条 市長は、健康管理費の支給状況を明らかにするため、神戸市身体障害者補助犬健康管理費支給台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(施行の細則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 昭和51年1月31日現在において第2条に規定する健康管理費の受給資格を有する者が、昭和51年2月29日までの間に第5条による申請をしたときは、その者に対する健康管理費の支給は、第8条の規定にかかわらず昭和51年1月分からとする。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表

健康管理費支給額表

支給区分		支給額
生活保護法による被保護世帯		月額7,000円
市民税非課税世帯		月額5,600円
所得税非課税世帯	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	月額4,500円
	市民税所得割課税世帯	月額3,600円